

『徒然草』第一六二段考：承仕法師の罪と兼好の視点

著者	池上 保之
引用	百舌鳥国文. 2021, 30, P.223-235
URL	http://doi.org/10.24729/00017437

『徒然草』第一六二段考

——承仕法師の罪と兼好の視点——

池上保之

はじめに

『徒然草』第一六二段

遍照寺の承仕法師、池の鳥を日来飼ひつけて、堂の内まで餌を撒きて、戸一つ開けたれば、数も知らず入り籠りける後、おのれも入りて、たて籠めて、捕へつつ殺しけるよそほひ、おどろおどろしく聞えけるを、草刈る童聞きて、人に告げければ、村のをのこども、おこりて入りて見るに、大雁どもふためきあへる中に、法師交りて、打ち伏せ、振ち殺しければ、この法師を捕へて、所より使庁へ出だしたりけり。殺す所の鳥を頸に懸けさせて、禁獄せられにけり。

基俊大納言、別当の時になん侍りける。

『徒然草』第一六二段は、兼好が伝え聞いた話を書き留めた

『徒然草』第一六二段考——承仕法師の罪と兼好の視点——

説話的な章段の一つである。遍照寺の承仕法師は、日頃、広沢池の鳥に餌をやり、飼いつけていたのだが、ある時、餌を堂の内まで撒き、誘い入れ扉を閉じて虐殺した。その物音を聞いた草刈る童が大人に伝え、村民たちが大挙してこの法師を捕らえ、検非違使庁へ突き出した。法師は首に殺した鳥を掛けられて禁獄された。これは基俊大納言（堀川基俊）が検非違使別当の時の出来事だったという。

この章段について、今日多くの注釈書では、殺生を犯した承仕法師の残酷な事件を記した奇談というように捉えられている。例えば、次のように解釈されている。

三木紀人『徒然草全訳注（三）』（講談社学術文庫・一九八二）

この法師の犯行は、その計画性（日ごろ飼ひつけて）と、個人の食用とするにはおびただしすぎる殺生とがそぐわず、異様で偏執的なものが感じられる。

彼をつき動かしているのは、たんなる物欲をこえた何物

かもしれないのだが、兼好は格別の解釈をほどこすこともなく、また、殺生戒をたてに取った批判もまじえず、説話仕立ての長文で一氣に語っている。

久保田淳「徒然草評釈二六一」『国文学』四六一—七
二〇〇一・六 鑑賞

かつて信仰や風雅の一つの拠点であった遍照寺、そして広沢の池で、僧形の人間が行っていた殺生な業をリアルな筆致で描き出し、読む者に異様な感銘を与える一段である。

島内裕子『徒然草』（ちくま学芸文庫・二〇一〇）

徒然草の中でも、珍しく血なまぐさい話である。閉め切った広からぬ堂に、多数の雁を閉じこめて、手当たり次第に、掴んでは頸をねじり殺している場面がリアルである。その凄惨さは、この恐ろしい行為が、ある日の突発事件ではなく、周到な計画性に基づくものであることよって、増幅されている。法師は、「日頃飼ひ付け」ていたのだった。おそらく、少しずつ距離を延ばして、堂の近くまで餌を撒くようにして、鳥をおびき寄せ、ある日一氣に凶行に及んだ。この法師の心の闇の深さは、何によつて、どのようにして肥大したのか。

小川剛生『徒然草』（角川ソフィア文庫・二〇一五）では、一段の趣旨を記した見出しを「殺生法師」とされている。

このように、本段は法師である僧形の人物による残酷な殺生行為が問題とされている。確かに、兼好自身、殺生の場面を迫真の筆致で描いており、この点に力を入れていたと考えられる。しかし、殺生だけが問題として記された章段なのだろうか。殺生に一つの焦点があることは前提としつつ、別の視点からのアプローチも可能なのではないか。

そこで、少し過去の注釈書に遡ってみると、また少し異なった意見を見つけることができる。

沼波瓊音『徒然草講話』（東亜堂書房・一九二四）

この承仕の仕業は唯殺生が面白さでは無いらしい。これ¹を売らうとでも思つて遣つたのだらう。ともかく残酷な有様である。「日頃かひつけて」と云、発作的で無く、根を張つた悪業であるだけ、余計憎悪の念を起させる。「大雁どもふためき合へる中に」と云書き方、惨澹たる光景が遺憾無く写されて居る。これの罪し方を、兼好は賛成して、時の別当の名を出して、敬意を表して居る。

承仕法師は鳥を売るため、計画的に捕獲していたのではないかと指摘する。

さらに近世の注釈にも目を向けてみよう。近世には、殺生戒を犯した法師の残虐行為を記し、もつて僧侶の戒めとした、という教訓的な読みが存在した。⁽²⁾そこでも、専ら殺生戒に関する戒めであるとし、法師の殺生に注目している点は今日と同様である。しかし、中には次のような意見を見出すこともできる。

松永貞徳『なぐさみ草』（慶安五年跋（一六五二）大意

此鳥はぬしあるものならねとも、出家の身として、人にしひて犯用するは、ぬすみとおなし。されは、一度に殺生偷盜の二戒をやふりし者也。

承仕法師の罪は殺生だけでなく、偷盜をも犯すものであったというのである。このように殺生と共に、偷盜であることを指摘する解釈もあつたのである。ただ、この解釈は、近世期の他の注釈書へは受け継がれなかつたようであり、盗みに言及するのは『なぐさみ草』だけであつた。

このような偷盜の意味を読み取る解釈は、今日ではあまり顧みられることはないが、重要な指摘だったのでないかと思われる。ただ、これらの注釈書では、一部で触れられただけで、これ以上詳しく検討されることはなかつた。そこで、これらの点について、より深く検討する必要があると考えられる。本稿は、これらの見解に導かれつつ、本段について再読を試みるも

のである。その際、歴史学などの知見にも学びながら検討を加えたい。

一 池の鳥

本段は確かに、鳥を殺す場面がリアルに描写され残酷な印象を与える。ただ注意しておきたいことは、残虐であることは確かだが、そう感じるのは幾分現代的な視点によるのではないかと、いうことである。兼好の生きた当時、野鳥というものは、今日とはまた違った捉えられ方をしていたはずである。まず、その点を確認したい。

よく知られていることだが、中世において雁などの池の鳥・野鳥は食用されていたのである。例えば、『徒然草』第一一段には次のようにある。

鯉ばかりこそ、御前にも切らるるものなれば、やんごとなき魚なり。鳥には雉、双なきものなり。雉・松茸などは、御湯殿の上にかかりたるも苦しからず。そのほかは、心憂きことなり。中宮の御方の御湯殿の上の黒御棚に、雁の見えつるを、北山入道殿の御覧じて、帰らせ給ひて、やがて御文にて、「かやうのもの、さながら、その姿にて御棚にゐて候ひしこと、見ならば、さまあしきことなり。

はかばかしき人のさぶらはぬゆゑにこそ」など申されたり
 けり。

中宮御所の御湯殿の棚には雁が備蓄されていた。北山入道殿西園寺実兼は、雁が姿のまま置かれていたことに批判的であるが、雁そのものの存在を問題視していたわけではない。貴族社会で実際に雁を食用していたことが窺われる。

また、『古今著聞集』には次のようにある。

『古今著聞集』飲食六四五「老侍、大雁を喰はずして詠歌の事」

或る人のもとに、わかき侍どもよりあひて、大雁をくはんとてしたためける所へ、年よりたる侍一人来たりければ、

若い侍たちが大雁を食べようとしており、貴賤を問わず食されていたことが分かる。古記録類においても、例えば次のような記事を確認できる。

『看聞日記』永亨七年九月十一日

十一日、晴。岡殿方丈、御喝食被帰、昨日之松茸、雁等賞翫、有盃酌。

以上は雁の例であつたが、他の野鳥も食用されていたことは知られる。そして、食用となるということは、市場で取引され

る商品ともなる。

『今昔物語集』卷第二十第三八

今昔、石川沙弥ト云フ者有ケリ。幼ナクシテ頭ヲ刺タリト云ヘドモ、不受戒ズシテ、其ノ名無シ。(中略)或時ニハ、「塔ヲ造」ト云テ、詐ヲ成シテ、人々ニ財ヲ乞取テ、妻ニ与テ、魚鳥ヲ令買メテ食スルヲ業トス。或ル時ハ撰津ノ国ノ豊島ノ郡ニ住シテ、春米寺ノ塔ノ柱ヲ斫焼。世ニ仏法ヲ壞リ犯セル人、実ニ誰カ此ノ人ニ遇ム。

『平戸記』仁治元年閏十月十七日

内藏寮内膳司者、於市辺召取魚鳥、交易之上分備進日次供御。

「題目弥陀名号勝劣事」(日蓮書状) 文永元年四月

世間の悪人は魚鳥鹿等を殺して世路を渡る、此等は罪なれども仏法を失ふ縁とはならず懺悔をなさざれば三惡道にいたる、又魚鳥鹿等を殺して売買をなして、善根を修する事もあり。

これらの例から、野鳥は食用され、商品ともなっていたことが分かる。日蓮は、庶民が渡世のために魚鳥を殺して売買することは罪ではあるが、仏法を失う縁とはならず、懺悔し善根を修することを勧める。鳥を殺すことは食用しないしは商品として

売買するために行われていたのだった。

このことは半ば当然のことであるだろうが、本段を読む際には、あまり意識されてこなかったのではないだろうか。ややもすると今日的な視点からのみ捉えていたのではないか。近時、野鳥や猫などが虐待されたというニュースが報道されることがある。その際、異様な恐ろしさを感じる。このような事件を異様だと感じるのは、今日では野鳥などを食用することはないため、殺すという行為自体が目的で行われたと考えられるからである。本段の承仕法師の行為も同様に捉えられてきたのではないか。そのために法師の行為は狂気によるものと捉えられることもあった。法師の行為が狂気と感ぜられるのは、その目的が正しく捉えられてこなかったからである。

確かに、本段は法師が鳥を殺す場面が刻銘に描写されている。動物を慈しむ視点を持つ兼好が、この事件を快く思っただけではないが、しかし、現代我々が思うような残酷事件とのみ捉えていたわけではなかったものと思われる。

見てきたように、当時、野鳥は食用され、商品ともなる実用性の高い資源だったのである。そうすると、法師の行為は資源の効率的な獲得という、実利的な行動であったと考えることができる。法師の罪は殺生を行ったということに加え、資源の独

占的な収奪、窃盗を犯したとも考えられるのである。そう捉えた時、村民の行動や検非違使庁での処置などにも意味を見出すことができるのである。次節以降、その点について考えてみたい。

二 首に掛ける

この法師は村民に捕らえられ検非違使庁へ連行された。そして、首に殺した鳥を掛けさせられて禁獄された。この首に掛けるという行為は、特殊な処置と言えるのだが、諸注釈書では、あまり問題とされていない。この点について五味文彦氏は次のように指摘された。

この話で興味深いのは、通報を聞いた「村の男ども」が怒って法師を捕らえ、「所より」使庁に突き出したという行為である。鎌倉後期から京周辺ではこうした村を単位にした結び付きが強くなっており、それが「所」と呼ばれて自検断をも行っていたことが知られているが、その「所」がここにかがえる。また法師は殺した鳥を頸に掛けさせられて獄に入れられたが、これは盗人が盗んだものを頸に掛けさせられて獄に入れられるのに倣ったものである。¹⁾

盗品を首に掛けるという作法があり、それに倣って承仕法師も

首に掛けられたとされる。これは重要な指摘であると考える。ただ、五味氏はこの点について、これ以上詳しくは述べられておらず、その実例も示されていなかった。『徒然草』の諸注釈でも指摘は見られない。そこで、このような例を探すと次のようなものがある。

『古今著聞集』偷盜四三七「承久の頃、所衆行実の搦め取りたる盗人、北の陣にて詠歌の事」

承久の比、内裏へ盗人を追ひ入れたりけるを、所の衆行実、記録所の辺にて搦め取りてけり。行実、件の盗人に白き水干袴に紅のきぬきせて、ざうもつくびにかけさせて北の陣をわたして、檢非違使にうけとらせられけり。行実は衣冠に巻纒して深沓をぞはきたりける。佐々木の判官広綱、白襖に毛沓はきて、郎等二十人に一色の鎧きせてうけ取りける、ゆゆしき見物にてぞ侍りける。北の陣の門前に犯人をひきすゑたりけるを、広綱が下部、進みてうけ取りて引きたつる処に、

内裏で捕らえられた盗人を、藏人所衆の源行実が捕縛し、犯人に白い水干袴、紅の衣を着せ、そして「ざうもつ」(贓物)を首に掛けさせて檢非違使に引き渡したのだった。贓物とは、盗品のことであるが、それを首に掛けさせられている。犯人の取

り締まりの際に首に掛けるということで、『徒然草』本段と通う例であることと見ることができ、そうすると『徒然草』の場合も当然、殺した鳥は盗品として扱われていると解釈すべきであろう。

ただ『徒然草』では禁獄時に首に掛けられていたと読み取れ、『古今著聞集』のように引き渡す際とは、多少状況が異なるようにも思われるが、『徒然草』の場合も首に掛けて檢非違使庁まで連行された可能性も考えられる。というのは、このような処置に関連して、法制史の立場から上杉和彦氏は次のように指摘された。

『法曹至要抄』上32 斫破人宅事に収められた長徳元年(九九五)九月十三日宣旨は、人家破壊の行為を強盜に准じて追捕檢断すべきことを定めたものであるが、そこには「名聞乱^{シテ}実^ハ、以強盜、如有^ニ違犯^ニ之輩、縦雖^レ無^ニ見贓^ニ、破損明白^{ラズ}、財主^ノ称^ニ損失^ニ之物^ハ、依^ニ贓状露驗之法^ニ、須^レ推^ニ断^ニ之^ニ」とある。この条は、『法曹至要抄』の編者が、対応する律令の条文が存在しないにもかかわらず特に一条を立てたものであるが、この宣旨の文言から、「贓状露驗之法」と表現される、強盜(窃盜も同様であろう)を追捕檢断するにあたって贓物を現物で把握することが必要

であるという法理の一般的存在を指摘することができよう。この法理は、追捕行為を行う使庁官人の側の法理としてばかりでなく、より広汎に受け入れられたいわば社会的法理であつた。⁵⁾

中世においては「贓状露驗之法」というように、強盜の追捕検断には贓物の提出が求められた。それを首に掛けなければならぬ、という銘文は見られないが、当時、強盜・窃盜を証明するために犯人と盗品が一括にされていたという。

このような犯人と贓物の一体把握の理由については、盗品の現物こそが犯罪を示す有力な証拠となつたという実理的な理由や、現代的な意味での物証を越えて、贓物を帶するゆえに「盜犯者」となる、という特殊な法慣習があつたことが指摘されている。⁶⁾ 本段の首に掛けるというのも、それらの一環であつたと考えられる。よつて村民も事件現場から雁などの鳥と法師を共に檢非違使に引き渡したのであり、連行の際にも首に鳥を掛けていた可能性が考えられる。

ただ「首に掛ける」という例については、『徒然草』本段と『古今著聞集』の二例しか見出だせない。『古今著聞集』の例は一回的な見世物のような側面もあるかもしれないが、いずれにしても、贓物は犯人と一体にして取り締まられていたわけであ

り、その際に首に掛けるということとはあり得たものと考ええる。

また、そうするとこのような処置は檢非違使のある種の実だつたと見ることもできるのではないか。兼好は『徒然草』中、いくつかの章段で失われつつある故実などを記し留めていくが、本段も同様の意識から記し留められたのではないか。過去には行われていた贓物を首に掛けるという作法が、兼好の時代には行われなくなっていたが、本段はそれが実際に行われた逸話として、『徒然草』に記し留められることになつたと考えることもできる。

三 村民の対応

贓物を首に掛けて投獄されたとするならば、承仕法師の罪は殺生ということもあるだろうが、取り締まられたのは偷盜だつたと見るのが自然である。これまで仏教者である法師による殺生ということが強調されてきたが、そもそも、殺生戒を犯したというのであれば、それは法師自身の内面の問題であり、取り締まるとするならば寺院関係者なのではないか。しかし、本段においては、寺院側の人物は承仕法師以外に現れていない。また、法師とは言え承仕は寺内の雑務に従事し、半僧半俗的な生活を送つた。寺院内でもあまり高い地位にあつたわけではな

く、戒律を厳格に守らなければならないという立場でもなかったと考えられる。⁸もちろん、本段のような虐殺行為は、殺生として罰当たりな行為であるが、承仕法師を捕らえた村民たちにとって、何より重要だったことは、法師が戒律を破ったということよりも、資源ともなった池の鳥を独占的に収奪されていたということだったと考えられる。

広沢池の権益は、基本的には遍照寺にあったものと思われるが、池の魚や鳥などは無主のものとして、周辺住民にも適宜利用されていたものと考えられる。環境歴史学や生業論の立場から指摘されているが、タンパク源となる魚や鳥は、山野河海・山川藪沢の無主の資源として民衆も利用が認められていた。⁹広沢池についても同様の状況だったものと考えられる。

その根拠として、事件の第一発見者が「草刈る童」であったことが挙げられる。この草とは池辺の葦や菰のことである。葦や菰などの水辺の植物は、簾や畳などの材料となり、家畜の飼料ともなる有用性の高い資源であった。村落内での利用から、洛中でも相当の需要が見込まれ、群生地の水辺では、利権をめぐって、しばしば相論が起こった。¹⁰この草刈る童が池辺の植物を利用していたということは、広沢池の資源の利用が村民側にも一定認められていたことを示している。すると、同様に池の

鳥などの資源についても利用可能だったものと考えられる。

そのような中、承仕法師の行為は池の資源を独占的に収奪するものであり、村民にとっては看過できないものであった。これまで法師という立場の者による虐殺ということが注目されてきたが、その点は少なくとも村民にとってはあまり重要ではなかったものと考えられる。村民にとっては出家者であれ、俗人であれ、自分たちの村の権益が侵されていたことが問題だったのである。

また、『徒然草』本文には「所より使庁へ出だしたりけり」とあるが、この「所」というのも、そうした村民たちの結束を示すものと考えられる。「所」とは、中世以降発達していた村落共同体のことで、これらの共同体の成立には、自警を目的とした村民の結び付きや、資源の保全管理が深く関係している。¹¹本段には、まさに承仕法師の資源濫用を結束して止め、管理保全しようとしていた共同体の姿があったのである。文脈上、この「所より」の文言はなくとも文章は十分に通るのだが、銘記されている。それは、このような村民たちの結束を強調してのものだと考えられる。

ただ注意しておきたいのは、村民たちは承仕法師を取り締まることはしたが、その処断は司直（檢非違使庁）に委ねたとい

うことである。決して、自分たちで罪状を定め、刑を執行する自検断は行っていないのである。中世村落において、村の權益を犯す者が現れた場合、その取り締まりを行うと共に、断罪まで行われることもあった。例えば、謡曲「鶉飼」や「阿漕」においては、密漁を行っていた者は、村民たちによって即座に水底へ沈められた。『今昔物語集』巻第二十九第九「阿弥陀聖、殺人宿其家被殺語」では、強盗殺人が露見した阿弥陀聖は村民たちによって殺されたのである。

個別の事情はあるが、これらの話では、住民の私刑により罪人は殺されたのだった。このような例は文学作品だけに見られるものではなく、歴史学からも指摘される¹²ところであり、中世村落では珍しいことではなかったようである。自力救済が基本となる中世において、罪人が村民の私刑により殺されることも半ば当然と考えられていたのである。

そのような時代背景を考えた時、本段の村民の対応は自分たちで私刑を行うことなく、公的な権力に処断を委ねるという理性的なものであったと言える。『徒然草』中には、古の政や秩序を重んじる態度を読み取ることができるが、本段でも、村民の公的秩序を重んじる態度を、兼好は評価しているものと考えられる。

四 兼好の視点

これまで本段は、狂気の法師の残虐行為を記す珍談・奇談というように捉えられてきた。章段ごとの内容を分類した場合に、例えば、橋純一氏は「奇聞逸話」とされ、木藤才蔵氏は「逸話・奇聞・滑稽談その他の話を記したものの」の中の「その他」の章段とされた¹³。これらの分類は、もちろん便宜的なものであるだろうが、しかし、本段はこれまで『徒然草』内にあまり有機的に位置付けられてこなかったように思われる。

それは、本段の法師の行動が適切に捉えられていなかったことに起因するものと考えられる。では、法師の行動や村民の対応、検非違使庁での処置などを確認した上で、どのように位置付け直すことができるだろうか。そこで手掛かりとなるのが文末の評語「基俊大納言、別当の時」である。

「基俊大納言」とは堀川基俊のことであり、弘長元年（一二六一）生まれ、正二位権大納言に至る。文保三年（一二三九）薨去。検非違使別当には、弘安八年（一二八五）四月から翌年九月まで任官している。先に掲げた五味氏書中でも指摘されているが、本段は堀川基俊、そして検非違使の話を扱った一段と捉えるべきであろう。『徒然草』には、基俊に關

わる章段がもう一段ある。

堀川相国は、美男のたのしき人にて、そのこととなく過差を好み給ひけり。御子基俊卿を大理になして、庁務おこなはれけるに、庁屋の唐櫃見苦しとて、めでたく作り改めらるべきよし仰せられけるに、この唐櫃は、上古より伝はりて、その始めを知らず、數百年を経たり。累代の公物、古弊をもちて規模とす、たやすく改められがたきよし、故実の諸官等申しければ、そのことやみにけり。(第九九段)

基俊が檢非違使別当になつた際、父の相国堀川基具が庁の唐櫃が見苦しいので作り替へるべきだとしたところ、故実の諸官によつて、累代の公物を改めるべきではないと進言され、取りやめになった。基具にとつては多少面子のつぶれた話ではあるが、別当基俊の元には優秀なスタッフが集まつており、故実が守られた。基俊を称揚する章段とも捉えられる。

このことを踏まえると、第一六二段においても、話は法師の犯した残酷な事件を描いたものではあるが、一段の最終的な焦点は基俊により適切な処断が下されたことを称揚するものだったと考えられるのではないだろうか。首に臍物を掛けるという処置は、檢非違使における故実であり、それが適切に行われていた。また、村民も私刑を行わず、処断を司直に委ねた。この

ように故実が伝えられ、公的な秩序が守られていた時代の逸話と捉えることができるのである。

さて、『徒然草』には檢非違使に関わる故実・逸話を伝える章段が複数存在する。第二〇三段から第二〇五段は短文で檢非違使・法制に関わる故実を記す。第二〇六・二〇七段は、檢非違使別当だった徳大寺故大臣殿実基が怪異をもとめせず、合理的な処断を行った説話を伝える。

そして、第二一二段も檢非違使に関わる逸話を載せる。

「建治・弘安のころは、祭の日の放免の附物に、異様なる紺の布四五反にて馬を作りて、尾髪には燈心をして、蜘蛛の網かきたる水干につけて、歌の心など言ひて渡りしこと、常に見及び侍りしなども、興ありてしたる心地にてこそ侍りしか」と、老いたる道志どもの、今日も語り侍るなり。

このごろは、附物、年を送りて過差ことのほかになりて、よろづの重き物を多くつけて、左右の袖を人に持たせて、自らは鉾をだに持たず、息つき苦しむ有様、いと見苦し。

(第二一二段)

明法道出身の檢非違使官人である道志たちの昔語りを引用し、建治・弘安の頃はよい時代だった、ということが述べられている。

る。この建治・弘安（一二七五〜一二八七）とは、基俊が別当だった時期を含む。すると、兼好はこの時期を公的な秩序が守られ、故実が継承されていた一つの理想的な時代と捉えているとも考えられるのではないだろうか。

本段はこれまで奇談・珍談というように捉えられてきたが、話末評語に注目して、新たに位置付け直すことができるだろう。村民の自検断をせず司直に委ねる冷静な態度や、故実に従い贓物を首に掛けて禁獄した堀川基俊を称揚した章段と考えられ、検非違使関連の故実を伝える逸話として位置付けることができる。

おわりに

本稿では、『徒然草』第二六二段について、当時の状況などを踏まえて再読を試みた。池の鳥は村民にとつても利用可能な資源であり、それを独占的に収奪しようとした承仕法師が、村民によって捕らえられ、検非違使に引き渡された。検非違使庁では故実に従って、盗品となる鳥を首に掛けて禁獄した。堀川基俊が検非違使別当の時の出来事であることを付記しており、基俊を称揚していると考えられる。そして、本段は検非違使関連の故実を伝える説話的章段として『徒然草』中に位置づける

ことができる。また、第二二二段などと合わせて見た時、建治・弘安頃を、故実が継承され、公的な秩序が守られていた、一つの理想的な時代と見ていた可能性が指摘できる。

建治・弘安は、兼好が生まれた時期であり、後宇多天皇・龜山上皇の治世にあたる。『徒然草』中には、様々な時代の説話が記されているが、建治・弘安は比較的近い過去であったといえる。多少揺れ幅はあるが、この時代に関わる章段として、第六二・一〇七・一三五・一七七・一八五・二〇六・二〇七・二二八・二三一などを挙げることができる。第一六二段も合わせ、これらの章段の分析を通して、兼好の時代に対する意識を探ることができるかもしれない。兼好の生きた時代と比べ、故実などがまだ残る時代として意識されていたのだろうか。これらの検討は今後の課題としたい。

※本文の引用は次のものによった。『徒然草』（小川剛生校注・角川ソフィア文庫・KADOKAWA・二〇一五）『なぐさみ草』（日本古典文学影印叢刊二九・貴重本刊行会・一九八四）、『古今著聞集』（西尾光一・小林保治校注・新潮日本古典集成・新潮社・一九八六）、『看聞日記』（続群書類従補遺二・続群書類従完成会・一九五八）、『今昔物語集』四（小峯和明校注・新日本

古典文学大系・岩波書店・一九九四）、『平戸記』（増補史料大成・増補史料大成刊行会・一九六五）、「題目弥陀名号勝劣事」（『新編日蓮大聖人御書全集』聖教新聞社出版局・一九五二）。引用文中の傍線は稿者が伏したものであり、適宜表記を改めた部分がある。

〔注〕

- (1) 先行論文として、武石彰夫「遍照寺の承仕法師」（『日本文学研究』一六・一九七七）は、『権中納言定頼卿集』を参照し、当時、遍照寺が衰退している中で、承仕法師の心も荒み起こった事件だとされた。それに対して、大久保美佐緒「遍照寺の承仕法師―徒然草第六十二段について」（『東洋大学大学院紀要』二二・二九八七）では、『仁和寺諸院家記』を参照すると、当時も別当が補任されており、必ずしも衰退していたとは言えないと指摘された。また、事件に際して、寺院側の関与がなく、検非違使が処理を行ったことに関して、殺生によるケガレが発生したため寺院側の僧達は接触することができず、ケガレ処理を専門とした検非違使が対応したものとされた。この点については首肯しがたい。承仕法師は村民によって捕縛され検非違使庁へ引き渡されたのであって、検非違使は現場での取り締まりを行っていない。本話においてケガレはあまり重要ではないと考える。両氏の論文でも、一段の解釈は諸注釈同様に、法師が残酷な殺生を行った奇談というものであった。
- (2) 高階楊順『徒然草句解』（寛文元年刊）、恵空『徒然草参考』（延宝六年刊）など。
- (3) 第一二・二二八段など。
- (4) 五味文彦『増補『徒然草』の歴史学』（角川ソフィア文庫・KADOKAWA・二〇一四 初出一九九七）一一頁。
- (5) 上杉和彦「中世の贓物について」（『日本中世法体系成立史論』校倉書房・一九九六 初出一九八八）
- (6) 前掲注4上杉氏論文。また贓物は検非違使の管理下におかれ、場合によって得点となることもあった。
- (7) 後でも触れるが、第二〇三段から第二〇五段など検非違使にまつわる故実を記し、特に二〇四段は「今はわかまへ知れる人なし」というように、衰退していく故実を記し留めている。同様の意識は、有職故実的な事柄を記した章段全般に亘って認められる。松蘭斎「漢文日記と隨筆―『徒然草』と『日記』の世界―」（荒木浩編『中世の隨筆―成立・展開と文体―』竹林舎・二〇一四）、拙稿『徒然草』における有職故実的章段の研究―『中外抄』『富家語』を視野において―（『百舌鳥国文』二二号・二〇一一）等を参照。
- (8) 前掲注1大久保氏論文でも指摘されるが、『平家物語』巻第六「祇園女御」では、祇園社で灯籠に火を入れようとしていたところ、化け物と勘違いされたのが承仕法師であった。（『蹇蹇嘶余』には「御承仕 持仏堂ヲ司ル。妻帯出家随意。」（群書類従二八）とみえ、『明月記』嘉禄元年五月二十七日条には、承仕法師の息子が登場している。また「御祈願所年中相節帳」（『東寺所蔵永承三年高野御参詣記裏書』『平安遺文』一〇一〇）には「承仕二人料廿一石六斗（別一石六斗）」と見え、これは阿闍梨の禄の約十分の一となる。以上より、承仕法師は寺内の雑務に従事する下級の構成員で、妻帯可能な半僧半俗の存在であったことが窺われる。

(9) 当時、雁などの野鳥が食用されていたことは掲げた資料からも明らかであるが、このような資源の利用については、歴史学から指摘されている。中世の人々の生業が、農業生産だけに頼ったものではなく、季節ごとに狩猟採取が行われ、多様な生業があった。(原田信男「中世の狩猟・漁撈と庶民生活―おもに肉食との関連から―」(石井寛子監修『全集 日本の食文化 魚・野菜・肉』第四巻・雄山閣出版・一九九七)、井原今朝男「生業から民衆生活をふかめる」(国立歴史民俗博物館編『生業から見る日本史』吉川弘文館・二〇〇八)等を参照。)また、民衆による山野河海の資源の利用は、鎌倉幕府追加法二二六「山野河海事(寛元二年制定)などを根拠として、民衆にも認められていたと考えられている。(藤木久志「村の境界」『村と領主の戦国世界』東京大学出版会・一九九七 初出一九八七)、平川南「人と自然のかかわりの歴史―『環境の日本史』の視座―」(平川南編『環境の日本史I』吉川弘文館・二〇一一)等を参照。)

(10) 佐野静代「水辺」のコモنزとしてのヨシ帯(『中近世の生業と里湖の環境史』吉川弘文館・二〇一七)など参照。

(11) 高木徳郎「中世における環境管理と惣村の成立」(『日本中世地域環境史の研究』校倉書房・二〇〇八)など参照。

(12) 村岡幹生「日本中世社会における盗犯の位置・試論」(『歴史の理論と教育』五八・一九八三・六)など参照。

(13) 『徒然草』中、政道に関する言説が散見される。特に第二・一四二・一七一段などの諸段には、古の聖による撫民的な政治を理想とする意識が窺われる。兼好は秩序を重んじていたものと考えられ、本段も同様の意識を内在するものと思われる。

(14) 日本古典全書『徒然草』(朝日新聞社・一九四七)。

(15) 新潮日本古典集成『徒然草』(新潮社・一九七七)

付記 本稿は令和元年六月三十日説話文学学会大会(於名古屋大学)での研究発表に基づく。席上やその他の場で貴重なご教示を賜わった先生方に厚く御礼申し上げます。

(いけがみ やすゆき・大阪樟蔭女子大学非常勤講師)